

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 28 年度 4 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4 月度の受付台数は 11,697 台で、前年同月比 97.3%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 戸開走行保護装置の部品交換時の手続きについて

国土交通省より戸開走行保護装置の部品交換時の手続きについて、各都道府県へ別紙事務連絡が送付されました。つきましては、戸開走行保護装置の部品交換に伴って認定番号が変更となる場合には、別紙 (戸開走行保護装置の部品交換時の手続きについて) のとおり記載をお願いいたします。

2. 建築基準法第 12 条 4 項から 3 項へ移行時の運用について

(1) 報告書第二面【2. 検査日等】の記載について

- ① 神戸市・豊中市には既に 4 項物件においても行政報告されていることから、3 項に移行した場合は下記のとおり記載。

【2. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 平成 28 年 4 月 10 日実施
【ロ. 前回の検査】 実施 (平成 27 年 4 月 5 日報告) 未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

- ② 神戸市・豊中市以外の 4 項物件については、年 1 回の点検 (3 項の定期報告の内容に準ずる) をおこなっていることから、3 項に移行した場合は下記のとおり記載。

【2. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 平成 28 年 4 月 10 日実施
【ロ. 前回の検査】 実施 (平成 27 年 4 月 5 日報告) 点検 未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

報告を抹消・点検を追記

(2) 基準月の設定について

第 12 条 4 項から 3 項へ移行となった場合の基準月は、新規報告と同様に検査済証交付月を基準月とします。ただし、何らかの事由で検査済証交付月と異なる月を基準月とする場合においては、報告書(第二面)第 8 項【備考】欄へ「基準月は〇月を希望」と記載願います。備考欄への記載が無い場合は、すべて検査済証交付月とさせていただきます。

3. 高槻市及び箕面市からの指導について

高槻市及び箕面市より別添 1 様式の主策の写真について、素線が確認できるような写真を貼付するよう指導がありました。不鮮明な写真についてはご返却をさせていただく場合もあります。また、行政報告後に担当官から直接指導がなされる場合もあります。

なお、別添 1 様式の写真については、高槻市及び箕面市に限らず鮮明な写真を添付するようお願いいたします。

4. 法改正にともなう情報について

6 月 1 日施行にともなう法改正の運用は、現時点で情報が不明確な部分もあり、運用が確定の都度ご案内いたします。

以上